府令・省令

○内閣府、財務省、経済産業省、令第二号
○文部科学省、環境省

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第六（第五条関係）	**別表第六**（第五条関係）

借方科目	貸方科目
一般会計より受入	先端半導体・人工知能関連技術公債金
財政投融資特別会計より受入	雑収入
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	前年度剰余金受入
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	先端半導体・人工知能関連技術対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費 国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費 エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 独立行政法人情報処理推進機構出資 先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰入

借方科目	貸方科目
一般会計より受入	先端半導体・人工知能関連技術公債金
財政投融資特別会計より受入	雑収入
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	（新設）
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	先端半導体・人工知能関連技術対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費 国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費 エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 （新設） 独立行政法人情報処理推進機構出資 先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰入

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、厚生労働省、文部科学省、経済産業省　令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正